

2024年度大学院奨学生

必読

採用候補者の皆さんへ

ー進学後、奨学生に採用されるためのてびきー

第一種奨学金・第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金

2024年度大学院奨学生採用候補者（以下、「採用候補者」という。）の皆さんは、本冊子に記載された手続きを経て正式に奨学生となります。ついては、併せて交付する「採用候補者決定通知」（以下、「決定通知」という。）の注意事項もよく読み、大切に保管のうえ手続き漏れ等のないようにしてください。

奨学金について不明な点がある場合は、申込時に配付された「2024年度入学者用 貸与奨学金案内（大学院予約）」（以下、「奨学金案内」という。）や日本学生支援機構ホームページをご覧ください。なお、制度改正等により、本冊子に記載された事項に変更がある場合は、進学先の大学院を通じてお知らせします。

インターネットによる進学届の提出期限と奨学金初回交付日

進学届の提出期限については、進学先の大学院に確認し、大学院が指定する期日を記入してください。

提出期限	初回交付日（予定）
2024年 4 月 4 日（木）	2024年 月 日（ ）

進学届提出用ホームページアドレス <https://www.sas.jasso.go.jp/>

受付時間 8:00～25:00 （最終締切日の受付時間は8:00 ～ 24:00）

※ 受付時間を過ぎるとログインできなくなります。余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください（入力時間の目安：30分～1時間）。



OSカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

〔パソコン〕OS：Windows 10, 11／ブラウザ：Microsoft Edge

〔モバイル端末〕OS：iOS 13 以上, iPadOS 13 以上, Android 8.0 以上

ブラウザ：Mobile Safari, Android 用モバイル版 Google Chrome

（注1）フィーチャーフォンには対応していません。

（注2）アップル社が販売しているmacOSを搭載するコンピュータについては未確認です。

【申込情報の保護について】

進学届の提出は、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって、高度なセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

目次

I 進学前の準備・注意事項

1. 採用候補者への交付書類 3
2. 「決定通知」の記載内容 4
3. 採用候補者の辞退 5
4. 外国籍の人 5
5. 申込資格についての留意点 6
6. 保証制度を利用するための準備 6
7. (人的保証) 連帯保証人・保証人の
選任条件 7
8. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を
受けるまでの手続き 8
9. 労働金庫の入学時必要資金融資
「つなぎ融資」に関する注意点 10

II 進学後の手続き (2024年4月入学後)

1. 進学時の提出書類 11
2. 「進学届」入力の際に、手元に用意
する書類 11
3. 「進学届」の提出 11
4. 奨学生採用候補者決定内容の
変更・訂正・辞退 12

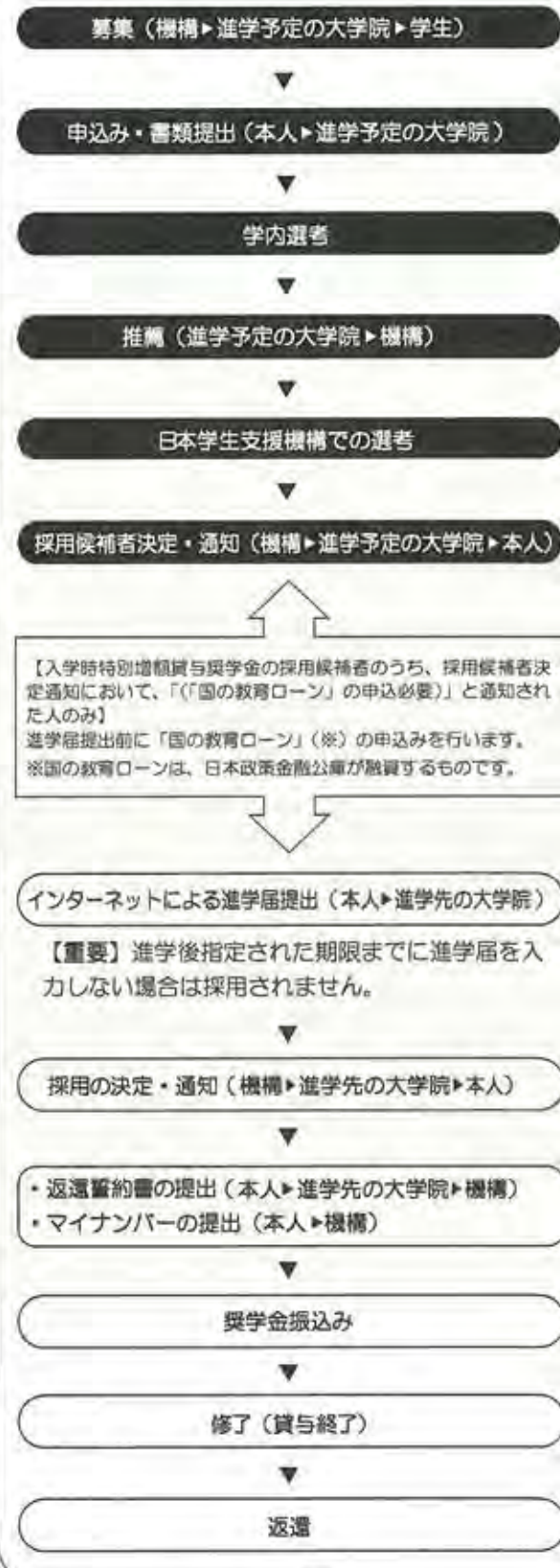
III 採用時の手続き (進学届の提出後)

1. 奨学生採用に係る書類の交付 14
2. マイナンバーの提出 14
3. 「返還誓約書」の提出 15

IV 奨学生採用後

1. 奨学生採用後(貸与期間中)に
変更できる事項 16
2. 奨学金の振込開始 16
3. 貸与奨学金継続願・適格認定 17
4. 奨学金の返還 17

奨学金申込みから採用・返還までの流れ



10ページと11ページの間に、「進学届入力下書き用紙(大学院用)」が挟み込まれています。本冊子から抜き取ってお使いください。

I 進学前の準備・注意事項

1. 採用候補者への交付書類

採用候補者には、進学予定の大学院を通じ、次の書類が交付されます。

	書類	対象	備考
1	2024年度大学院奨学生採用候補者決定通知	全員	紛失した場合は、進学先の大学院に速やかに申し出てください。紛失した場合は初回振込みが大幅に遅れる場合があります。
2	2024年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ	全員	本冊子です。
3	ろうきん 入学時必要資金融資のご案内	該当者のみ ※1	本冊子10ページも参照してください。
4	入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書	該当者のみ ※2	入学時特別増額貸与奨学金を希望する人のうち、下記※2に該当する人は、進学後、進学先の大学院に提出してください。 なお、同時に提出する書類については11ページを参照してください。
5	日本政策金融公庫のお手続きが必要な方へ	該当者のみ ※2	手続きについては8ページを参照してください。

※1 「決定通知」において、「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」の「結果」欄に『「国の教育ローン」の申込必要』または『「国の教育ローン」の申込不要』の記載がある人が対象です。

※2 「決定通知」において、「入学時特別増額貸与奨学金（有利子）」の「結果」欄に『「国の教育ローン」の申込必要』の記載がある人のみが対象です。

2. 「決定通知」の記載内容

「決定通知」は、【進学先提出用】と【本人保管用】があります。【本人保管用】にはインターネットによる「進学届」の提出に必要な「パスワード」が記載されています。

① 登録番号

奨学生として採用されるまでの間、あなたを特定するための番号です。

② 氏名

あなたの氏名です。正しいことを確認してください。特に「カナ氏名」が違っていると進学後に奨学金の振込みができません。

※小さい文字（「ッ」「ャ」「ュ」「ョ」）は、全て大きい文字（「ツ」「ヤ」「ユ」「ヨ」）で表記されています。

③ 結果

「○」が採用候補者として決定した奨学金の種類です。

④ 申込時の選択内容

申込時に選択した貸与額・返還方式・保証制度・利率の算定方法です。

※利率の算定方法は第二種奨学金又は入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方について記載されています。

⑤ 本人記入欄

進学後、進学先の大学院へ提出する時に記入してください。

⑥ 奨学金振込口座

申込時に登録した奨学金振込口座です。誤りがなければ確認してください。

※奨学金振込口座に誤りがある場合、又は申込時に登録した奨学金振込口座を変更する場合は、「進学届」提出時に変更してください（12ページ参照）。

⑦ パスワード

パスワードは、「進学届」の提出時に必要です。管理には十分注意してください。

【進学先提出用】

この通知は、進学後、進学先の大学院へ提出する必要があります。紛失しないよう大切に保管してください。

2024年度大学院奨学生採用候補者決定通知
【進学先提出用】

2024年 第 1 期

登録番号: 99999901-0-0099

氏名: 学姓 長本 (仮) 氏名 (姓)

交付書類コード: 【A】
※コードにより交付される書類が異なります。印刷の順番にご確認ください。

国立行政法人日本学生支援機構

進学するまでにしなければならない学習や就職活動を記載していますのでよく読んでください。また、進学後は進学先の大学院の学則に準って適切な手続きを行ってください（学習を休む場合は、奨学生として扱われません）。

奨学金の種類について

奨学金の種類	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
結果	☐	☐	☐
申込時の 選択内容	貸与額: 80,000 円 返還方式: 所得連立返還方式 保証制度: 無保証 利率の算定方法: 利率見直し方式	貸与額: 120,000 円 返還方式: 定額返還方式 保証制度: 人的保証 利率の算定方法: 利率見直し方式	貸与額: 500,000 円 返還方式: 定額返還方式 保証制度: 人的保証 利率の算定方法: 利率見直し方式

進学先記入欄(進学先大学院) イクシス大学 学姓・氏名(姓) 長本 氏名 長本

※1. 学姓(姓)欄の「○」は採用候補者として決定、「△」は採用候補者としていないことを意味します。
※2. 学姓(姓)欄の「△」は採用候補者としていないことを意味します。進学後に決定する「奨学金」において選択した内容です。
※3. 進学後の大学院の学則に準って適切な手続きを行ってください（学習を休む場合は、奨学生として扱われません）。
※4. 進学後の大学院の学則に準って適切な手続きを行ってください（学習を休む場合は、奨学生として扱われません）。
※5. 決定通知(記載のある学姓・氏名)と奨学金に準って適切な手続きを行ってください。決定通知に記載のある学姓・氏名と奨学金に準って適切な手続きを行ってください。

本人記入欄

氏名	学姓	氏名	氏名
氏名	学姓	氏名	氏名

進学後の住所を記入してください。

写真もよく読んでください。また、写真のサイズについて注意点は必ず参照し、チェックしてください。

【本人保管用】

この通知は、進学後の大学院へ提出する必要があります。紛失しないよう大切に保管してください。

2024年度大学院奨学生採用候補者決定通知
【本人保管用】

2024年 第 1 期

登録番号: 99999901-00-0099

氏名: 学姓 長本 (仮) 氏名 (姓)

交付書類コード: 【A】
※コードにより交付される書類が異なります。印刷の順番にご確認ください。

国立行政法人日本学生支援機構

進学するまでにしなければならない学習や就職活動を記載していますのでよく読んでください。また、進学後は進学先の大学院の学則に準って適切な手続きを行ってください（学習を休む場合は、奨学生として扱われません）。

あなたは、下記のとおり奨学金を入学時特別増額貸与奨学金として採用しましたので通知します。
奨学金の振込口座は奨学金振込口座として決定。奨学金の振込口座は奨学金振込口座として決定。

1. 奨学金の種類について

奨学金の種類	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
結果	☐	☐	☐
申込時の 選択内容	貸与額: 80,000 円 返還方式: 所得連立返還方式 保証制度: 無保証 利率の算定方法: 利率見直し方式	貸与額: 120,000 円 返還方式: 定額返還方式 保証制度: 人的保証 利率の算定方法: 利率見直し方式	貸与額: 500,000 円 返還方式: 定額返還方式 保証制度: 人的保証 利率の算定方法: 利率見直し方式

進学先記入欄(進学先大学院) イクシス大学 学姓・氏名(姓) 長本 氏名 長本

2. その他の事項

進学先記入欄	本人記入欄	奨学金交付
進学先記入欄	本人記入欄	奨学金交付

進学届提出時のパスワード: 学姓(姓) A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

※「進学届提出時のパスワード」の欄には必ず入力してください。紛失した場合は、奨学金の振込口座が凍結されます。

※1. 学姓(姓)欄の「○」は採用候補者として決定、「△」は採用候補者としていないことを意味します。
※2. 学姓(姓)欄の「△」は採用候補者としていないことを意味します。進学後に決定する「奨学金」において選択した内容です。
※3. 進学後の大学院の学則に準って適切な手続きを行ってください（学習を休む場合は、奨学生として扱われません）。
※4. 進学後の大学院の学則に準って適切な手続きを行ってください（学習を休む場合は、奨学生として扱われません）。
※5. 決定通知(記載のある学姓・氏名)と奨学金に準って適切な手続きを行ってください。決定通知に記載のある学姓・氏名と奨学金に準って適切な手続きを行ってください。

奨学金を辞退する場合、工学研究科では所定の手続きが必要です。必ず教務課までご連絡願います。

3. 採用候補者の辞退

採用候補者を辞退する場合は、進学届を提出しないことにより辞退となります。

また、第一種奨学金・第二種奨学金の併用貸与の採用候補者が、第一種又は第二種のどちらかを辞退する場合は、進学届の画面において辞退の手続きを行うことができます。

なお、いずれの場合も一度辞退として送信した後は、いかなる理由があっても辞退の取消しはできません。

【「授業料後払い」制度の利用のための辞退】

- ・2024年秋から、国の制度として「授業料後払い制度」が利用できるようになる予定です。
- ・この制度は、修士課程・博士前期課程（これに相当する博士課程の前半の課程を含む）・専門職大学院を対象として、授業料相当額（上限あり）を本機構から大学に振り込み、修了後に奨学生が所得に応じて返還する制度です。（別途、月2万円、4万円といった生活費としての貸与も受けられます。）
- ・2024年度においては、①秋入学者又は②学部段階で「高等教育の修学支援新制度」の対象だった春入学者のみが利用できます。
- ・この制度は、既存の第一種奨学金と同時に利用できません。第一種奨学金の採用候補者となった方がこの制度の利用を希望する場合、入学後、採用候補者を辞退いただく必要があるためご注意ください。

4. 外国籍の人

外国籍の人は、以下のいずれかの在留資格を有している人のみ、貸与を受けることができます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

※「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。

※申込資格のない在留資格の人が「永住者」、「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の貸与を受けることはできません。

進学して奨学生に採用後、上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金全額を速やかに返金していただくことになりますので、改めて在留資格を確認してください。もし、本機構奨学金の貸与を受けることができない在留資格であった場合は、進学届を提出することはできません。また、在留資格が不明の場合は、在留資格の記載がある在留カードや住民票等を進学先の大学院へ提示して確認してもらってください。

	申込資格のない在留資格
1	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
2	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習
3	文化活動、短期滞在
4	留学、研修、家族滞在
5	特定活動

5. 申込資格についての留意点

次の①～③を確認してください。詳しくは「奨学金案内」の6ページを参照してください。

- ① 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用とします。また、採用後にその状態にあることが判明した場合は、採用を取り消します。
 ア. 過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合
 イ. 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である場合
- ② 奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ③ 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮される場合や申込みができない場合があります。

6. 保証制度を利用するための準備 (連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の依頼)

貸与奨学金を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。

保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。

選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明したうえで選任することをお願いし、承諾をもらってください。奨学生採用時に、正しくととのえた「返還誓約書」(15ページ参照)を進学先の指定する期日までに提出できない場合は、既に振込済みの奨学金を全額返金したうえで、採用が取り消されますので、注意してください。

【依頼する役割・内容】

	機関保証	人的保証
お願いする役割	「本人以外の連絡先」(1人)	「連帯保証人」・「保証人」(各1人)
役割の内容	機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会できる人のことです。 ※ 保証の義務はありません。	連帯保証人 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。 保証人 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還する人です。 ※ 保証人には「分別の利益」が適用されます。また、「検索の抗弁権」、「催告の抗弁権」があります。
条件	あなたの住所・電話番号等を把握している人をお願いしてください。	「連帯保証人・保証人の選任条件」(7ページ参照) ※ 条件に該当する方を選任できない場合や、必要書類(15ページ)を提出できない場合は、<u>機関保証に変更してください。</u>
必要手続	「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。	「返還誓約書」に自署・押印(実印での押印)したうえで、必要書類(15ページ)を提出してもらう必要があります。 ※ 貸与中又は返還中に、奨学金の貸与額・返還額に変動のある変更(月額の変更等)の申請をする場合には、そのつど連帯保証人・保証人の自署・押印(実印)および印鑑登録証明書の提出が必要になります。

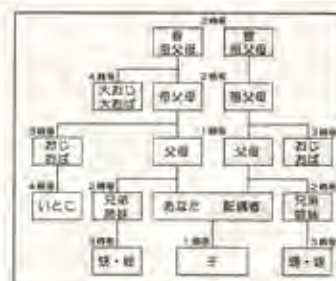
7. (人的保証) 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※)	① あなたの父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。(※) ⑤ 進学届提出日時点(2024年4月以降)で65歳未満の人。(※)
連帯保証人・保証人 共通の条件	① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます(右図参照)。

ただし、4親等以内であっても「連帯保証人・保証人共通の条件」を満たしていない場合は選任できません。

(※)については、次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。



【代替要件】

連帯保証人については「4親等以内の親族」、保証人については「4親等以内の親族」又は「65歳未満」であることの条件を満たさない場合、「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であることを示す書類として「返還保証書」及び資産等に関する証明書類を提出することにより選任できます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。事前に、その人の収入・所得や資産等に関する証明書類により基準を満たすことを必ず確認してください。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

	条件	資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 ≥ 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等(注1)(注2)
	給与所得者以外：年間所得金額 ≥ 220万円	所得証明書、確定申告書の控等(注2)
B	預貯金残高 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)	預貯金残高証明書(注3)
C	固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)	固定資産評価証明書(注3)

(注1) 年金収入は給与として取り扱います。

(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。確定申告書(控)は税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は、確定申告書に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」又は「即時通知」を添付してください。

(注3) 誓約日(返還誓約書に印字される日付)から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	(預貯金残高÷16年(注4)) + 年間収入(注5) ≥ 320万円(注6)
A+C	(固定資産の評価額÷16年(注4)) + 年間収入(注5) ≥ 320万円(注6)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 ≥ 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の2分の1)
A+B+C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) ÷ 16年(注4) + 年間収入(注5) ≥ 320万円(注6)

(注4) 16年間は平均返還予定年数。

(注5) 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は年間所得となります。

(注6) 320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で給与所得もあるときは、年間所得金額(年間所得 ≥ 220万円)により判断してください。

選任条件については、「奨学金案内」の17～19ページも参照してください。

8. 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き

「決定通知」に記載された内容に応じて、以下の(1)または(2)の手続きが必要です。

9ページの【フロー図】も併せて確認してください。

入学時特別増額貸与奨学金（10～50万円の10万円単位のいずれか）は、あくまで進学後に貸与するものであり、入学前に必要となる資金に充てることはできません。

(1) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（「国の教育ローン」の申込必要）」と記載のある人

- ① 「進学前」に、父母等が日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）へ申込みをする必要があります。入学時特別増額貸与奨学金を受けるためには、「申し込んだが、審査の結果、融資を受けられなかった」ことを証明するため、「進学時の提出書類」（11ページの『1. 「進学時の提出書類」』参照）のすべての提出書類を進学時に学校に提出する必要があります。

※ 公庫の「国の教育ローン」を申し込んで審査の結果融資を受けることができた人、公庫の定める要件を満たさないために審査対象外となった（申し込めなかった）人は、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」は利用できません。

公庫の定める要件等の詳細は、別紙『日本政策金融公庫の手続きが必要な方へ』（該当者のみ配付）を参照してください。

- ② 前記①で公庫に「申し込んだが、審査の結果、融資を受けられなかった」人のうち、希望者は、入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で入学前の融資として労働金庫の「入学時必要資金融資」（以下、「つなぎ融資」という。）を申し込むことができます。つなぎ融資を申し込むためには、「進学時の提出書類」（11ページの『1. 「進学時の提出書類」』参照）のすべての提出書類を労働金庫に提出する必要があります。

※ つなぎ融資を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった場合でも、進学先の大学院へ「進学届の提出書類」のすべての提出書類及び進学届を提出すれば、本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できます。

※1 つなぎ融資の詳細は、別紙『入学時必要資金融資のご案内』（該当者のみ配付）を参照してください。

※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合があります。

(2) 決定通知に「入学時特別増額貸与奨学金（「国の教育ローン」の申込不要）」と記載のある人

- ① 公庫への申込みは不要です。進学届の提出により入学時特別増額貸与奨学金が貸与されます。
- ② 希望者は、入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で入学前の融資として労働金庫のつなぎ融資を申し込むことができます。つなぎ融資を申し込むためには、「決定通知」を労働金庫に提出する必要があります。

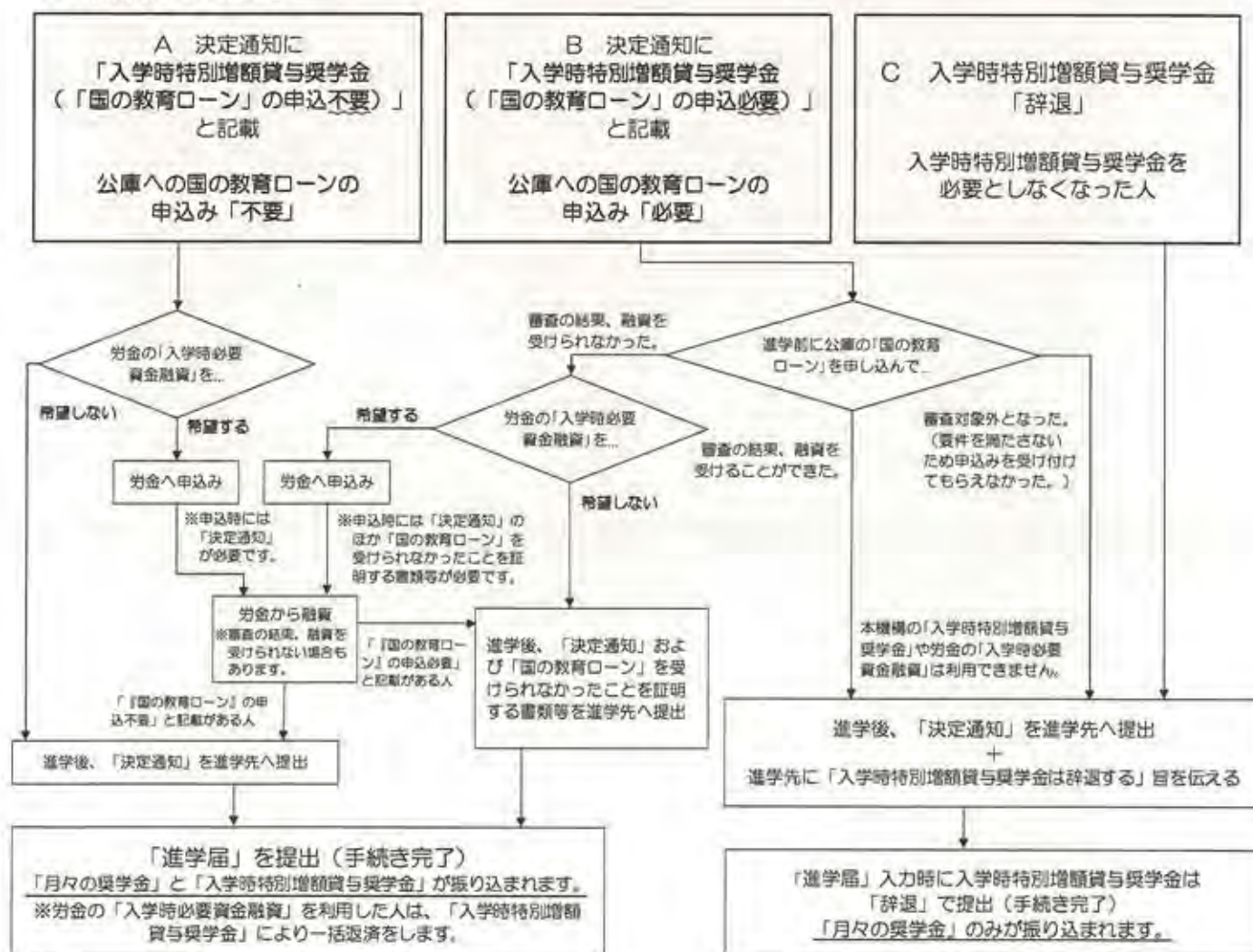
※ つなぎ融資を申し込んで審査の結果融資を受けられなかった場合でも、進学先の大学院へ「決定通知」及び進学届を提出すれば本機構の「入学時特別増額貸与奨学金」を利用できます。

※1 つなぎ融資の詳細は、別紙『入学時必要資金融資のご案内』（該当者のみ配付）を参照してください。

※2 進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合があります。

【フロー図】

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」及び労働金庫の「入学時必要資金融資（つなぎ融資）」を受けるまでの手続き



9. 労働金庫の入学時必要資金融資「つなぎ融資」に関する注意点

労働金庫のつなぎ融資は、入学前に必要な資金について、「決定通知」に記載された入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で労働金庫が融資するものです。よって、進学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」にて、利子を含めて融資された金額を一括で労働金庫に返済することとなります。

ここでは、つなぎ融資を利用する場合の注意点を、次の①～④に記載しています。

- ① 進学後、速やかに「進学届」を提出すること。

進学届の提出日によって、奨学金の初回振込日の変動します（初回振込日が遅くなると、労働金庫へのつなぎ融資の返済も遅くなります）。

- ② 進学届提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を必ず希望すること（下記【参考】のように「はい」を選択すること）。

【参考】「進学届入力下書き用紙」7 ページ抜粋

B-奨学金申込情報

- (1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか。 ☒ はい ☐ いいえ

- ③ 進学届提出時に、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額を変更する場合は、「つなぎ融資」を受けた金額より低い金額に変更しないこと（労働金庫への一括返済ができなくなります）。

- ④ 奨学金振込口座は、必ず労働金庫の普通預金口座（本人名義）を開設すること。

予約採用の申込時に別の金融機関を奨学金振込口座として登録している場合は、進学届の提出において必ず労働金庫の口座に変更する必要があります。